**平成２７年（フ）第１０７号**
和歌山市善明寺615番地の27　鳴滝団地Ａ26棟―202
債務者　花光由里子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第１２４号**
和歌山市加太1247番地の１
債務者　菅野治療院こと　**菅**野　　忠
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第１３４号**
和歌山市六十谷281番地の９、申立時の住所和歌山県紀の川市貴志川町神戸589番地　ＨＡＵＳ　ＣＯＵＤ　Ａ201号
債務者　直山　有里
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第４２号**
三重県鳥羽市大明東町９番４―524号
債務者　小久保久美子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２７年（フ）第７７５号**
大阪市城東区森之宮２丁目９番2207号
債務者　中池宇一郎
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１６９９号**
大阪市住之江区緑木１丁目２番31―902号
債務者　榊原　啓介
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１８３３号**
大阪府八尾市二俣３丁目76番地の２
債務者　西野　恭平
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１９１４号**
大阪市平野区瓜破東１丁目６番１―504号
債務者　大牟**禮**恵子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１９３８号**
大阪府八尾市高安町南３丁目29番地の１　サンハイツ高安107号
債務者　嶋川　淳子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２２５１号**
大阪府高槻市牧田町６番30―201号
債務者　末留　**廣**巳
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２７年（フ）第２８号**
青森県上北郡おいらせ町鶚久保山119番地13
債務者　上谷　祝雄
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２７年（フ）第４５１号**
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区１棟302号
債務者　菊地　裕一
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第７７号**
千葉県富里市七栄136番地１　フォーレスＢ棟201
債務者　畠山フロリベルこと　ＨＡＴＡＫＥＹＡＭＡ　ＦＬＯＲＹＢＥＬ　ＣＡＬＩＮＧＯ
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第８６号**
千葉県富里市御料913番地14　エスポワール双葉103、申立時の住所千葉県成田市本城９番地２　ＳＵＢＡＲＵ８号館112
債務者　清野　智明
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第１０２号**
千葉県八街市東吉田593番地
債務者　山本　亜紀
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第１０７号**
千葉県八街市八街ほ950番地１　八街県営住宅３棟101号
債務者　吉田　清江（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部